

**労働者派遣事業の適正な運営の確保及び  
派遣労働者の就業条件の整備等に関する  
法律施行令の一部を改正する政令案要綱**



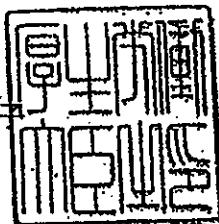
厚生労働省発職派0425第2号

平成24年4月25日

労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働大臣 小宮山 洋子



別紙「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱」について、貴会の意見を  
求める。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令の一部を  
改正する政令案要綱

第一 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第四十条の二第一項第一号の政令で定める業務として、非破壊検査用の機器の運転、点検又は整備の業務及び水道施設、下水道又は一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設にあっては、一日当たりの処理能力が十トン以上のものに限る。）の管理に関する技術上の業務を加えること。

第二 この政令は、公布の日から施行すること。